平成 30 年度

第 1 回太子町男女共同参画プラン策定委員会
議事録

日　時：平成 30 年 8 月 20 日(月)　午後 1 時 29 分から午後 3 時 7 分まで

場　所：太子町役場議会棟 2 階　常任委員会室

太子町総務部企画政策課

平成30年度第1回太子町男女共同参画プラン策定委員会　議事録

1. 審議会の開催日時及び場所
   日　時　　平成30年8月20日(月)　午後1時29分～午後3時7分
   場　所　　太子町役場議会棟2階　常任委員会室

2. 審議事項
   ①委員長・副委員長の互選
   ②第4次太子町男女共同参画プラン策定方針及び策定スケジュールについて
   ③第3次太子町男女共同参画プラン等の分析による課題抽出と第4次太子町男女共同参画プラン（案）への反映について

3. 委員の出席者
   出席委員：横山　由紀子委員、大塚　優子委員、小川　真知子委員、伊藤　剛委員、
   地丸　勇委員、丸山　尊大委員、瀧北　りえ委員、濱上　廣良委員、
   大塚　麻美委員、藤原　恵委員

4. 町出席者
   町長　服部　千秋
   事務局及び説明員
   総務部長　栄藤　雅雄、企画政策課長　森田　好紀、企画政策課副課長　池田　誠、
   企画政策課主事　太田　祐一朗

5. 公開・非公開の区分
   公開

6. 会議資料
   ・資料①「第4次太子町男女共同参画プラン策定方針及び策定スケジュール」
   ・資料②「第3次太子町男女共同参画プラン分析表及び数値目標　総括」
   ・資料③「第3次太子町男女共同参画プラン分析により抽出された課題」
   ・資料④「第3次太子町男女共同参画プラン数値目標達成度調査」
   ・資料⑤「太子町　男女共同参画に関する住民意識調査　課題等　抽出表」
   ・資料⑥「太子町　男女共同参画に関する住民意識調査　総括」
   ・資料⑦「国及び県の各推進計画　重点項目抽出表」
   ・資料⑧「第4次太子町男女共同参画プラン　基本目標・基本課題　作成表」
   ・太子町男女共同参画プラン策定委員会　参考資料
   ・第3次太子町男女共同参画プラン
   ・太子町　男女共同参画に関する住民意識調査　－報告書－

7. 審議会経過及び結果
   別記にて記載する。

1. 開　会

森田課長　　それでは、定刻となりましたので、ただ今から第1回太子町男女共同参画プラン策定委員会を開会させていただきます。
私は、企画政策課長の森田でございます。本日の司会進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いします。
それでは、まず初めに、委員の皆様方に、服部町長から委嘱状を交付いたします。
順次、交付いたしますので、自席にてお受取りくださるようお願いいたします。
それでは、よろしくお願いいたします。

2. 委嘱状交付

服部町長　　【服部町長より、10名の委員に対して順次委嘱状を交付】

森田課長　　ありがとうございました。
今後ともよろしくお願いいたします。
ここで、服部町長よりごあいさつを申し上げます。

3. 太子町男女共同参画プラン策定推進本部長あいさつ

服部町長　　第1回太子町男女共同参画プラン策定委員会の開催にあたり、一言あいさつをさせていただきます。
例年にない厳しい暑さが続いておりますが、委員の皆様方には大変ご多用の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。
また、日頃より、本町行政各般にわたり、ご理解とご協力を賜っておりますこと重ねてお礼申し上げます。
先ほど、太子町男女共同参画プラン策定委員の就任につきまして、快くお引き受けいただいた方々と公募によってご参加いただいた方々の総勢10名の皆様に、委嘱状を交付させていただきました。
皆様、それぞれの分野で大変ご活躍いただいている方々ばかりでございまして、心強く思っているところであります。
さて、太子町の男女共同参画行政といたしましては、国における平成11年「男女共同参画社会基本法」の施行、翌12年の「男女共同参画基本計画」策定を踏まえ、平成16年に第1次プラン策定後、5年に1回の改訂作業を行っています。
現在では、平成25年に策定した第3次プランにより、男女が社会の対等な構成員としてともにいきいきと暮らすことができる社会の実現をめざし、さまざまな取組を進めてまいりました。
しかしながら、生活意識や価値観の変化、家族形態の多様化など、社会情勢の急速な変化に直面するなか、過去から根深く存在するものから、その時代ごとに移り変わるものまで、様々な課題が存在しています。

男女が互いを思いやり、信頼し合える社会を実現し、平成 28 年度から施行された女性活躍推進法の趣旨を盛り込んだ、新たな第 4 次太子町男女共同参画プラン策定作業に取り組むことといたしました。
プランの策定体制につきましては、町職員で組織する「太子町男女共同参画プラン策定推進本部」と、「太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム」を設置し、細部について調査検討及び素案作成を行います。
その後、この「太子町男女共同参画プラン策定委員会」にて、皆様に幅広い見地から、素案の内容をご審議いただく予定としております。
委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場での忌憚無きご意見をおっしゃっていただき、これからの太子町の男女共同参画の在り方の指針となるものをまとめていきたいと思っております。
簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。
どうぞ、よろしくお願いいたします。

4.　委員紹介

森田課長　　初めての会議でございますので、委員の皆様方を順次ご紹介させていただきます。
私からお名前をお呼びいたしますのでその場でご起立をお願いいたします。
なお、名簿につきましては、事前に配布いたしました参考資料の 4 ページに委員名簿を記載しておりますので、ご覧いただきながらご紹介させていただきます。名簿は順不同でございます。
学識経験者といたしまして、兵庫県立大学経営学部事業創造学科事業支援コース教授横山　由紀子様でございます。
姫路獨協大学医療保健学部こども保健学科教授大塚　優子様でございます。
特定非営利活動法人 SEAN 理事長　小川　真知子様でございます。
民間企業又は公共的団体の推薦する者といたしまして、東芝デバイス＆ストレージ株式会社姫路半導体工場管理部総務安全担当グループ長伊藤剛様でございます。
太子町商工会事務局長地丸　勇様でございます。
教育関係機関に属する者といたしまして、太子町社会教育主事丸山　尊大様でございます。
兵庫県男女共同参画推進員といたしまして、瀧北　りえ様でございます。
同じく　濱上　廣良様でございます。
公募により選任した者としまして、大塚　麻美様でございます。
同じく　藤原　恵様でございます。
以上 10 名の皆様でございます。
第 4 次太子町男女共同参画プラン策定完了予定の平成 31 年 3 月 31 日までが任期となっています、どうぞよろしくお願いいたします。
続きまして、事務局関係を紹介させていただきます。
町長の服部　千秋でございます。

総務部長の栄藤でございます。
企画政策課副課長の池田でございます。
事務担当の企画政策課主事の太田でございます。
最後に、事務統括をいたします、私、企画政策課長の森田でございます。
今後ともどうぞよろしくお願いいたします。
ここで、服部町長は別途公務がありますので退席いたします。

5.　議事①　委員長、副委員長の互選

森田課長　　それでは、議事に移ります。
まず、この委員会の委員長・副委員長の選出でございます。
太子町男女共同参画プラン策定委員会設置条例第4条第1項により、委員の互選により、これを定めることとなっております。
どなたかご推薦等意見がございましたら、よろしくお願いします。

丸山委員　　事務局に一任いたします。

森田課長　　ただいま、丸山委員より、事務局一任のご発言がございました。
事務局より委員長・副委員長を指名させていただいてよろしいでしょうか。

各委員　　はい。

森田課長　　ありがとうございます。
ご異議がないようですので、事務局より委員長・副委員長を指名させていただきます。それでは、委員長に、横山　由紀子委員を指名させていただきます。
横山委員におかれましては、現在、兵庫県立大学経営学部事業創造学科の教授を務められ、保育制度が母親の就業に与える影響や、年金制度が就業行動に与える影響などを研究されています。
また、女性のライフ・サイクルという視点から、女性の再就職行動についても研究しておられ、男女共同参画分野で高い見識をお持ちでいらっしゃいます。
よって、委員長に横山　由紀子委員を選出することにご異議ございませんでしょうか。

各委員　　異議なし。

森田課長　　ご異議がないようですので、委員長に横山　由紀子委員を選出することに決定いたしました。
次に、副委員長に、大塚　優子委員を指名させていただきます。
大塚委員におかれましては、現在、姫路獨協大学医療保健学部こども保健学科の教授を務められ、家族関係や女性問題を研究しておられ、さらに、姫路市男女共同参画審議会部会長や姫路市市民活動・ボランティアサポー

トセンター運営会議委員及び姫路市児童虐待重傷事例等検証会議委員としてご活躍され、男女共同参画分野において高い見識をお持ちでいらっしゃいますので、事務局より副委員長に推薦させていただきます。
大塚　優子委員を副委員長に選出することにご異議ございませんか。

各委員　　異議なし。

森田課長　ご異議がないようですので、副委員長に大塚　優子委員を選出することに決定いたしました。
ただ今、委員長に選出されました横山委員におかれましては、太子町男女共同参画プラン策定委員会条例第5条第1項に基づきまして、会議の議長を務めていただきますので、議長席にお座りください。
また、大塚副委員長におかれましては、横山委員長を補佐していただき、委員長が欠けたときは、その職務の代理をお願いします。
副委員長席にお座りください。
それでは、代表で横山委員長からごあいさつをいただきたいと存じます。

6.　委員長あいさつ

横山委員長　皆様のご賛同を得まして、委員長を務めることになりました横山　由紀子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
本日の会議の議長を務めさせていただきます。
太子町男女共同参画プラン策定委員会では、条例により委員会の担任事務としまして、①男女共同参画社会づくりの課題と具体的な取組に関すること。②その他、太子町男女共同参画プランを策定するために必要なこと。の調査及び審議を行うことが担任事項となっております。
皆様方のお力をお借りし、太子町にふさわしい「第4次太子町男女共同参画プラン」完成を目標といたしまして、務めさせていただきたいと思いますのでご協力の程よろしくお願いいたします。

7.　議事録署名委員の指名

横山委員長　まず、最初に議事録署名委員の指名をいたします。太子町男女共同参画プラン策定委員会規則第3条第2項の規定に基づきまして、私が指名させていただきます。
議事録署名委員には、地丸　勇委員と丸山　尊大委員の両氏を指名いたします。
おふたりの委員の方には、後日、事務局がまとめました議事録をご確認のうえ署名をお願いいたします。

議事の前に一点、事務局より報告がございますので、説明をお願いいたします。

森田課長　「第 4 次太子町男女共同参画プラン」の策定につきましては、町長から当委員会へ諮問をさせていただき、当委員会から答申をいただくという流れとなっております。
諮問時期については、「第 4 次太子町男女共同参画プラン(案)」を策定予定の 11 月頃とさせていただきたいと考えております。
12 月の下旬に答申をいただくような流れとなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

8.　議事②　第 4 次太子町男女共同参画プラン策定方針及び策定スケジュールについて

横山委員長　それでは、議事に戻ります。
議事②「第 4 次太子町男女共同参画プラン策定方針及び策定スケジュールについて」でございます。
事務局の詳細説明をお願いいたします。

事務局　担当の太田です。よろしくお願いいたします。
それでは、資料の確認からさせていただきます。
事前にお送りさせていただいた資料は、次第、資料①から⑧と関係法令や名簿を掲載しております「太子町男女共同参画プラン策定委員会　参考資料」で簡単に参考資料と呼ばせていただきます。あと、「第 3 次太子町男女共同参画プラン」、「太子町　男女共同参画に関する住民意識調査　-報告書-」の 12 点になります。
まず、太子町男女共同参画プラン策定委員会等の概要及び策定体制についてご説明させていただきます。
資料①と「参考資料」をお手元にご準備ください。
この太子町男女共同参画プラン策定委員会は、参考資料の 1 ページから 3 ページにあります条例と規則に基づき、設置されております。
内容を説明させていただくと、本委員会は太子町男女共同参画プラン策定委員会条例第 1 条のとおり、地方自治法の規定に基づき設置されております。
第 2 条で本委員会の担任事項を、「男女共同参画社会づくりの課題と具体的な取組に関すること。」「その他、太子町男女共同参画プランを策定するために必要なこと。」と規定しております。
第 3 条では、委員会委員の要件が規定され、ご覧のとおりの第 2 項の各号に該当する皆様に委嘱をさせていただき、任期を平成 31 年 3 月 31 日までとなっております。
委員名簿は、4 ページに掲載しております。
第 4 条は、先ほどのとおり委員長及び副委員長の選出について、規定しております。
第 5 条は、会議の運営についての規定であります。委員長に、議長をお務めいただく旨と、本日は、委員全員（委員総数の 2 分の 1 以上の方々）に出席をいただいておりますので、定足数に達しております。
第 6 条は、委員会は、必要がある場合は会議に関係者を招き、意見等を聴

くことができる規定です。
第 7 条以降は庶務、補則及び附則となっております。
3 ページの太子町男女共同参画プラン策定委員会規則では、委員会の議事等の運営について必要な事項が規定されております。
第 1 条では、その目的、第 2 条では、委員会の招集方法、第 3 条では、この委員会終了後作成いたします会議録について及び、先ほど委員長よりご指名いただいた議事録署名委員について、第 4 条は補則となっております。
続いて、5 ページは町幹部職員で組織する「太子町男女共同参画プラン策定推進本部」について、7 ページは町職員で組織する「太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム」についての各設置要綱となります。要綱の次のページに各名簿を掲載させていただいております。
9 ページ以降は、太子町男女共同参画プランの策定に関係する法令を掲載させていただいております。
資料①をご覧ください。ここからは、第 4 次太子町男女共同参画プランの策定方針及びスケジュールについてご説明させていただきます。
まず、4 ページに、先ほどご説明させていただいた太子町男女共同参画プラン策定委員会、策定推進本部及びプロジェクトチームの関係を図示したものを掲載しております。
プロジェクトチームは、プラン策定の調査・研究・素案等の作成を行い、推進本部はプランに関する総合的な調整や委員会議案等の審議を行います。この 2 つの機関を内部審議機関として、当委員会で審議いただくプランの案を作成いたします。
そのプラン案を、外部諮問機関として最上位に位置します当委員会で審議した後、最終的に次期プランとして決定をしていただきます。
これが、第 4 次太子町男女共同参画プラン策定体系となります。
この流れで、プランの素案を練り上げ、最終的な形とすることとなります。
続いて、男女共同参画に関する太子町を取り巻く状況を簡単にご説明させていただきます。
平成 11 年に制定された男女共同参画基本法に、男女が、互いに個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが、我が国の最重要課題であると明記され、社会全体が取り組まなければならない施策として位置づけられました。さらに、この男女共同参画基本法第 14 条第 3 項では、市町村に対して、その地域における“男女共同参画計画”の策定に努めなければならない旨、規定されました。
当町では、平成 16 年に「第 1 次太子町男女共同参画プラン」を策定し、5 年に 1 度、社会情勢等を鑑み、改定作業を重ね現在では、この「第 3 次太子町男女共同参画プラン」に基づき、様々な取組を推進してまいりました。
しかしながら、男女の性別による固定的な役割分担意識は根強く、価値観や生き方の多様化により、男女共同参画社会の実現には、依然として多くの課題が存在しています。
また、超少子高齢化社会の到来やこれに伴う社会の変化、全国で多発する自然災害等がもたらす危機管理意識の高まり等、当町を取り巻く情勢も大きく変化している中で、第 5 次太子町総合計画に掲げる「和のまち太子」

を持続的に成長させていく為には、男女が共に支え合い、社会のあらゆる分野において、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の必要性がますます高まっています。
この度、「第3次太子町男女共同参画プラン」の計画期間が平成31年3月31日で終了することから、これまでの取組を継承しつつ、顕在化している新たな課題に対応し、引き続き男女共同参画社会の実現に向けて施策を総合的に推進する為、「第4次太子町男女共同参画プラン」を策定させていただきます。併せて、第3次プランに包含されている「太子町配偶者等暴力（DV）対策基本計画」における課題を洗い出し、現状に応じた形へ見直します。
また、平成28年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の規定に基づき、女性の活躍に向けた取組が社会全体で拡大していることを鑑み、当該推進計画を第4次プランに盛り込みます。
資料①の2ページから3ページにかけて記載させていただいておりますが、太子町の男女共同参画プランは、「基本理念」を筆頭に、「基本目標」、さらに、「基本課題」、「施策の方向」によって構成されています。
第3次太子町男女共同参画プランの16、17ページをご覧いただきますとよりイメージを掴んでいただきやすいかと思います。
資料①の3ページ真ん中少し上の(2)をご覧いただきますと、お分かりいただけるように、太子町男女共同参画プランの計画期間は5年間であり、第4次プランは平成31年度から平成35年度までの施策の指針を示すこととなります。
資料①の真ん中より下の3.策定体制以下の第4次プランの策定体制については、先ほどご説明させていただいたとおりであります。
続いて、資料①の5ページをご覧ください。
こちらには、第4次太子町男女共同参画プランの策定の月別のスケジュールを掲載しております。
左の黄色の列から当委員会、真ん中の薄青色の列が庁内の推進本部、右側の薄赤色の列が庁内プロジェクトチームのスケジュールとなります。
左の黄色列の真ん中8月のセルが本日のこの会議であります。
ここまでに、右の薄赤色列のプロジェクトチーム会議を5月から計3回開催し、真ん中薄青色の列、8月9日に推進本部会議を経て、今日に至っております。
今後は、本日この後に審議いただいた内容を持ち帰らせていただき、改めてプロジェクトチーム会議内で素案への反映を行い、第4次プラン（案）として練り上げます。
そして、その出来上がった第4次プラン（案）を黄色列の11月のところですが、本委員会へ正式に「諮問」させていただきます。
その後、約1ヶ月期間を空けまして、翌月12月に「答申」ということで、諮問案に対する本委員会としての答えを示していただきます。
本委員より答申を受けた第4次プラン（案）について、パブリックコメントを実施させていただき、町民の方々からのご意見を考慮した上で、最終

的に第4次プランの完成とさせていただきます。
ちなみに、パブリックコメントとは、町がこうした計画等を策定する際に、町民の皆様にその趣旨や内容を案として公表し、町民の方々よりいただいたご意見を十分考慮したうえで、最終的な意思決定を行い、いただいた意見については、それに対する町の考え方を公表する一連の手続きのことを言います。
現在、このスケジュールで第4次プランの策定を行っていきたいと考えております。
スケジュールどおり進みますと、第4次プランの策定作業は年内でほぼ完成することになります。
議事②の説明は以上となります。

横山委員長　ただ今の第4次太子町男女共同参画プラン策定方針及び策定スケジュールに関しまして、ご質問はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

各委員　　はい。

横山委員長　ないようですので、ご確認いただいたものとします。

9.　第3次太子町男女共同参画プラン等の分析による課題抽出と第4次太子町男女共同参画プラン（案）への反映について

横山委員長　それでは、議事③「第3次太子町男女共同参画プラン等の分析による課題抽出と第4次太子町男女共同参画プラン（案）への反映について」
事務局の詳細説明をお願いいたします。

事務局　　引き続き、私から説明をさせていただきます。
それでは、議事③「第3次太子町男女共同参画プラン等の分析による課題抽出と第4次太子町男女共同参画プラン（案）への反映について」説明させていただきます。
まず、資料の確認からさせていただきます。
議事③では、資料②から資料⑧を使用させていただきます。
種類ごとでホッチキス止めさせていただいておりますのでその確認もさせていただきます。
まず、資料②が先頭になって、資料③と資料④がセットになっていると思います。
次に、資料⑤と資料⑥がセットになっていると思います。
資料⑦は、A4用紙1枚ものであります。
そして、資料⑧は、第4次プランの「基本目標」及び「基本課題」を（案）として作成する過程でそれぞれの分析・検証した結果の考え等がどのように反映されたかを示すA3資料となります。
それでは、資料②の綴りから順に、ご説明させていただきます。

資料②の綴りは、この第 3 次太子町男女共同参画プランで行ってきた取組の分析・検証した結果をまとめたものになります。
この第 3 次プランの 16～17 ページをご覧いただきますと、基本課題として 13 項目あることがご確認いただけると思います。
第 3 次プランの基本課題の具体的な内容は、20 ページ以降に掲載されております。
資料②の綴りでは、それぞれの基本課題ごとにその課題を解消する為に取り組んできた具体的な施策を掲載しております。
基本課題ごとにその課題を解消する為にどういった施策を行ってきたかということを分析・検証した結果となります。
そういったプランの形・経緯を踏まえて、資料③をご覧いただきます。
この委員会までに、プロジェクトチーム会議において、第 3 次プランの基本課題及びその直下の具体的な施策等で第 3 次プランの計画期間である平成 26 年度から現時点までどういった取組を実際に行ってきたのか、そこから見えた課題や反省点等を洗い出し、分析・検証を行いました。
また、資料④をご覧いただきますと、第 3 次プランで設定していた数値目標の平成 29 年度末時点の達成度を分析・検証したものとなっております。
赤色の項目が平成 29 年度末時点で、目標数値未達成の項目となっております。
分析・検証については、達成された項目を含めてすべての項目について行いましたが、第 4 次プランの「基本目標」及び「基本課題」の作成には、特に未達成の項目について、課題として抽出対象として考えました。
資料③に戻っていただきますと、左の大きな表の下段に数値目標未達成項目について記載しており、上段の基本課題 13 項目を合わせて第 3 次プラン全体の取組より抽出した課題と第 4 次プランへの展開としてのキーワードを表にまとめた資料となっております。
その過程で、第 4 次プランの「基本目標」及び「基本課題」で特に力を入れていくべきと考えた課題について資料③の右上の表のとおり 7 つの課題を抽出しました。
その内容は、啓発活動を創意工夫し継続実施することの重要性や学習機会の充実、世代間ギャップの解消、女性の登用促進等となっております。
ここで抽出した課題が表の矢印内に記載しているとおり、資料②の下段へそのまま移ります。
さらに、資料②の下段矢印内のとおり資料⑧の左上「A」とリンクしています。
次に、資料⑤と資料⑥をご覧ください。
こちらは、平成 29 年度に実施しましたこの男女共同参画に関する住民意識調査-報告書-の結果をまとめたものになります。
まず資料⑥をご覧ください。
この住民意識調査は、簡単にアンケートと呼ばせていただきますが、無作為に抽出した 1,200 件の町民に対して配布を行い、有効回収数は 502 件で全体の回収率は 41.8％でした。
アンケートの目次のローマ数字Ⅲ 調査結果の【1】職業生活について、【2】

男女平等意識について、【3】DV 等について、【4】地域活動への参加について、【5】男女共同参画意識の取組について、の 5 つの項目についてアンケートを実施しています。
資料⑥は、その 5 つの項目ごとにアンケート結果を分析した内容を記載した書類となっております。
まず、「職業生活について」は、結婚や出産等を機に仕事を辞められた方のうち、継続意思を持っていた方がいること、仕事を継続できなかった理由には、仕事と家庭の両立が困難であったことや職場での慣行等があったことが分かりました。
さらに、育児・介護との両立を支援する制度の充実、労働条件の改善を求める意見が多く、男性の意識改革を求める意見も多いという結果となっています。
「男女平等意識について」は、生活のあらゆる場面で男性が優遇されている、優位であるとの意識が国の平均より高くなっていることが分かりました。
男性が家事や育児等に参加するため、職場の制度の充実、社会通念・慣習等の改革を求める意見が多いということも分かってきました。
「DV 等について」では、被害者が誰にも相談せずにひとりで抱え込んでしまうことが多いこと、子どもの頃からの教育による意識への働きかけが特に重要であるといった意見が多くみられました。
「地域活動への参加などについて」では、参加したい地域活動がないといった意見があり、魅力ある地域活動の創出・広報を行っていく必要性があることが分かりました。
「男女共同参画の取組について」では、女性の参画が「できている」と「できていない」と回答数は同程度であり、男女共同参画の推進に必要だと思う施策で、介護サービスの充実を求める意見が一番高くなっていることから、介護サービスの充実についても力をいれていく必要があることが分かりました。
資料⑤をご覧いただきますと、左側の表に、アンケートの 5 つの項目ごとに、先ほどの総括の結果を列挙しています。
そこから、「基本目標」及び「基本課題」に反映させるべき課題等として右側の表に 9 つ抽出しました。
主な内容は、仕事と生活の両立、職場環境の改善、女性が働き続けるために必要なこと、意識改革の必要性、DV に対する認識・教育の推進の必要性等となっています。
これも、矢印内に記載のあるとおり、資料⑧の左側中央の「B」とリンクしています。
続きまして、資料⑦をご覧ください。
ここでは、国及び兵庫県の推進計画との整合性を図るために、それぞれの計画を分析した結果となっています。
国では、第 4 次男女共同参画基本計画が策定されておりまして、「基本的な考え方」の部分は平成 28 年度～平成 37 年度の 10 年間で取り組むということになっています。

「施策の基本的な方向」や「具体的な取組」平成 28 年度～平成 32 年度までの 5 年間で取り組むこととなっています。
兵庫県では、ひょうご男女いきいきプラン 2020 として、平成 28 年度～平成 32 年度までの 5 年間が推進する期間として推進計画が策定されています。
第 4 次プラン策定の根拠であります、男女共同参画社会基本法の第 14 条第 3 項、参考資料の 11 ページになりますが、国及び県の男女共同参画計画を勘案して、市町村の推進計画を定めるよう努めると規定されておりますので、この分析を行いました。
資料⑦の左の表の赤色の枠中の 7 つが国の計画にて重点項目として挙げられている項目です。
黄色の枠中の 5 つが兵庫県の計画で重点項目とし挙げられている項目となっております。
そこから、太子町の状況に合わせて落とし込んだ課題等が右側の 7 つとなります。
国及び県ともに重点項目として挙げていた項目としては、働き方の改革と仕事と生活の両立支援、女性活躍推進法の施行に伴う女性の活躍支援、暴力根絶といった観点を含んだ性別に関係なく安心して暮らせる環境づくり、防災の観点を含んだ地域での支え合いや支援の体制づくりということが挙げられます。
国では、男女共同参画社会実現ための推進体制の強化、県では、若年層への支援の重要性、がそれぞれ挙げられています。
ここで挙げた課題等の 7 つについても矢印内の記載のとおり資料⑧「C」へリンクします。
最後に資料⑧をご覧ください。
この資料は、今までに分析した各項目の課題等「A」、「B」、「C」から、現時点の第 4 次プランの「基本目標」及び「基本課題」案を作成する過程を図示したものです。
基本課題（案）のところに記載されているひし形のマーク部分は、左側に抽出した課題等で反映した項目を示します。
第 4 次プランでは、現行の第 3 次プランで取り組んできた内容を継承しつつ、その反省や平成 26 年度から現在までで変わった視点、新たに施行された法律による考えを盛り込み、さらに、平成 31 年度以降の社会情勢を見越したものとなるよう検討をしていきたいと考えております。
「A」の第 3 次プラン全体の分析・検証で挙がった課題の中心は、施策の継続的実施の必要性、啓発機会の充実等であり、人々の“意識”の改革が進むことで改善されるものであると考えます。
「B」の住民アンケートの結果からは、仕事と家庭の両立、職場環境における共生、女性が働き続ける為の支援等“働くこと（仕事）”に対する支援の必要性があることが分かってきました。
さらに、ここでも社会全体の意識改革の必要性も課題として抽出されております。
DV 等の施策に対する課題や地域活動における参画推進の必要性等の人々

の“暮らし”の部分に対する課題があることも分かりました。
「C」では、働き方・暮らし方の改革、仕事と生活の両立といった“働くこと（仕事)”に対するもの、男女がともに安心して暮らせる環境づくりといった“暮らし”に対するもの、社会全体の意識の醸成や若年層への知識の継承や教育の重要性といった“意識”に関するものが課題として挙がってきました。
さらに、新たに女性活躍推進法の推進という観点が加わっています。
この課題等の分析・検証のなかで見えてきました、“意識”・“暮らし”・“働くこと（仕事)”さらに、“女性の活躍推進”という４つキーワードを、第４次プランの基本目標のベースとし、第３次プランで取り組んできました各施策から再構築することで、広い視点で効率的な施策の実施が可能となると考えます。
ここで、【基本目標】を作成するに至った考えを簡単に申し上げます。
まず、基本目標の１つ目は、“意識”についての目標となります。
男女共同参画社会の実現に向け、一番重要であり、根幹を成すことから、基盤づくりと題し、意識啓発を中心に、教育・行政内での取組を含めた施策を展開していきます。
過去、女性蔑視の傾向は、人権問題として問題視され、人々の意識改善の為、様々な施策が講じられてきました。
近年では、明らかな人権侵害は確実に減少してきていると考えられます。
しかし、昨今話題となっております東京医科大学のような一件や土俵の上から女性を排除するといった事案など、現実の社会生活では、様々な問題が起きているということが現状であります。
そのことからも、潜在的な意識の改革は一朝一夕では成しえないことが判ります。
啓発や教育などといった形で、地道に施策を行うことが、男女共同参画社会の実現に一番の近道であると考えます。
人々の中に根強く残る性差別意識の改革を達成することが、真の男女共同参画社会の実現に必要不可欠と考えます。
人権尊重の考えを含んだより広い視点で【基本目標】を掲げ、包括的な施策を講じる必要があると考えるので、第３次プランより人権尊重を推進していた部分を継承し、更なる意識に対する啓発活動を行う【基本目標】としたいと考えます。
２つ目は、“暮らし”に対応する目標となります。
性別に関係なく生涯をいきいきと暮らせることは、人々が生きるうえでの目標であり、最大の幸福であると考えます。
誰しもが生きていく中で、安心安全な環境を願うことは、当然のことであると考えています。
そこに男女共同参画の視点からの取組を行うことで、より豊かな“暮らし”を実現できるものと考えます。
さらに、第４次プランでは、第３次プランで【基本目標 4】として掲げられていた、太子町配偶者等暴力（DV）対策基本計画について、この【基本目標】の２つ目に包含し、ハラスメントや虐待及びストーカー等の犯罪行

為対策として並列させることで、より効果的な施策を推進しやすくなると考えます。
住民意識調査でも、ハラスメントを受けたが、我慢したと回答した人が男女共に4割以上に達し、さらにDV経験者のうち男女共に4割前後の人が「誰にも相談しなかった」と回答しており、この数値をいかに小さくしていけるかということが大きな課題です。
また、太子町配偶者等暴力(DV)対策基本計画は、ここまでの考え方から、第4次プラン全体を太子町配偶者等暴力（DV）対策基本計画と位置付けたいと考えます。
3つ目は、“働くこと（仕事)”に対応する目標であります。
活力ある社会を持続する為には、男女ともに働く世代が充実感を感じながら、仕事上の責任を果たすのと同時に、家庭生活においても健康で豊かな生活ができることが当たり前であるという環境を整えていく必要があります。
昨今、女性の社会進出が当然となり、共働き家庭が増加する中で、人々の中に根強く存在する役割分担意識により、家事や育児等の大部分は女性が担っているのが現状であります。
一方で、男性は長時間労働を余儀なくされる状況が散見し、育児や家事等へ参加したくても難しい状況となっております。
これは高度成長期の働き方が、大多数の人々の意識や組織の中にそのまま慣習･慣行として残ってしまっているからだと考えられます。
都市部の先進的な企業であれば、様々な働き方の選択や時間帯の選択を通して、ワーク･ライフ･バランスを実現しているものも見受けられますが、それはほんの一部であり、働く環境や場所によって格差が生じてきている現実があります。
太子町としても、住民の皆様はもちろん町職員にとってもワーク・ライフ・バランスの実現は重要事項として考えておりますが、その実現には、都市部で行われている効果的な先進事例等の施策の中から、当町に合った形に落とし込み、民間企業に対してどのように関わっていくのか思案する必要があると考えます。
さらに、町が率先して推進する姿を示すことも重要であると考えています。
住民意識調査では、「仕事と生活をバランスよく」と希望している方が、8割弱と高い数値になっているにも関わらず、現実では「仕事と生活をバランスよく」と回答した人は3割にとどいていません。
こうした希望と現実の差をいかに縮めていけるか、企業の状況や働く場所や地域の状況に即した施策をこの【基本目標】の中で、今後考えていきたいと思っております。
4つ目は、“女性活躍推進”に対応する目標であります。
平成28年4月に「女性活躍推進法」が施行され、職業生活において女性自らの意思によってその個性と能力を十分に発揮できるよう施策を推進していくことが規定されました。
さらに、第196回国会において「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立したことで、今後政治分野においても女性の活躍が期

待されています。
こうした法整備が進む中で、近年では社会の様々な分野で女性が活躍する姿がみられるようになったことも事実です。
しかし、太子町においては、都市部のそれと比較すると、女性が能力を発揮する場や機会については、まだまだ可能性があると考えています。
太子町の特性を捉え、現時点では顕在化されていないニーズや女性活躍の場を発掘していく必要があると考えます。
また、女性に焦点を当てて女性の活躍を促す上で、男性の協力は欠かせないものであるため、施策のバランスを図る必要があるとも考えます。
女性活躍推進法に規定される推進計画については、第4次プラン全体を当該計画であると位置付けしたいと考えています。
そうして、基本目標を設定するのと同時に、基本課題として、第3次プランで取り組んだ内容をベースに、「A」「B」「C」で抽出された課題等を反映し、それぞれの部門に対応する課題として基本目標の直下に属するように振り分けを行っております。
それぞれの掲げた4つの目標を達成する為に、解消すべき課題について設定しています。
資料⑧の施策の方向以下の網掛け部分については、具体的に課題解決のためどういった取組を行うのかという、現時点での状態を記載しています。
今後、プロジェクトチーム内でより具体的な協議を進めたいと考えております。
本日のこの会議では、この第4次プランの【基本目標】と【基本課題】の部分について、ご意見賜りたいと考えています。
説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

横山委員長　ただ今の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等がございましたら、承りたいと存じます。
何かございますでしょうか。

横山委員長　私から1点質問させていただきます。
ワークライフバランスに関しては、きめ細かい施策が盛り込まれていますが、男女共同参画を職場で推進するときに、ワークライフバランスだけではなく、女性を職場の戦力・人材として育てる仕組みを整備することが重要であります。
両立できてもやりがいがなければ辞めてしまう、男性の意識が変わらないから育たないといった事例があります。
女性を戦力として育てるといったことに対して、啓蒙が必要ではないかと思いました。
「すべての男女がともに活躍できる環境づくり」のところにも少し施策として記載はありますが、より力を入れていく必要があると私は思いました。
他に何かございますでしょうか。

大塚副委員長　本日は、資料⑧の右側の網掛け部分に、性的マイノリティについての記載があります。
昨今、LGBT の方への言及ということが非常に多くなっているのですが、この資料ではリプロダクティブ・ヘルス/ライツの枠の中に、性的マイノリティへの理解促進という施策が入っています。
こういったリプロダクティブ・ヘルス/ライツの枠の中だけで、性的マイノリティを取扱うと、最近話題となりました「生産的ではない」だとか、どうしてもそういったイメージになってしまいます。
基本的には男女共同参画ではありながら、すべての人の人権の尊重なので、性的マイノリティや LGBT の人達の人権尊重の観点も含めるべきであると考えます。

事務局　性的マイノリティの部分については、文言を“LGBT”と現在の言い方への変更が必要であることや人権に対する啓発といった観点も必要だと考えますので、プロジェクトチームの中で、どの【基本目標】・【基本課題】に当てはめることが一番効果的か、施策として振り分ける方がいいのかといった多角的な視点をもって、協議させていただきたいと思います。

大塚副委員長　様々な分野に関わってくる問題であるため、どこの枠に置いていくことが一番効果的かということを考える必要がありますし、置き方が偏っていると、先ほどのような問題につながっていくと考えます。

事務局　リプロダクティブ・ヘルス/ライツとの関係も含めて、しっかりと考えていきたいと思います。

横山委員長　他に何かございますでしょうか。

濱上委員　住民意識調査のアンケートで、有効回収率 41.8%とありますが、この内訳や未回答について詳しく分からないですか。

事務局　このアンケート結果の報告書では、有効回収数の地区ごとの集計数や集計率は数値として分析しておりますが、未回答の部分については、分析はできておりません。

濱上委員　前回のアンケートの回収率は 47.2%と記憶しておりますが、今回 5.4%低下しています。
通常、5 年前と比較すると上がるべきではないかと考えるが、これについて事務局としてはどのように考えていますか。

事務局　5 年前のアンケート結果から、回収率が下がってしまったということですが、その要因は様々なことが考えられると思います。
アンケートの回答の仕方について、書面回答だけではなく、インターネット回答を取り入れていくだとか、新たな回答方法を模索していく必要があ

ると考えます。
今後も継続的にアンケートも実施していく予定ですので、回答率を伸ばすためにしっかり考えていきたいと思います。

濱上委員　毎年、講演会を実施されていると思いますが、6 月下旬の男女共同参画週間に実施すれば効果的だと考えます。
他市町でも、この週間に合わせて講演会を実施しているところが多いと思います。
その点、事務局としてはいかがですか。

事務局　講演会の時期のお話ですが、濱上委員のおっしゃるとおりで男女共同参画週間に実施することで、より高い効果が期待できると思います。ただ、今年度につきましては、既に講演会の日時を決定しておりますので、変更することはできないのですが、今の貴重なご意見は、来年度以降の参考とさせていただきたいと思います。
また、先ほどのアンケートの回収率についてですが、この 5 年間意識啓発について取り組んでまいりましたが、回収率が前回より下がっているという事実については受け入れて反省する必要がありますし、5 年後のアンケート結果が同じような結果とならぬ様、取り組んでいく必要があると感じております。

大塚副委員長　アンケート結果についてですが、高齢者の方が比較的回収率が高いということですが、若い方はインターネット回答などの方が回答しやすいと考えます。
調査の仕方も世代によって、回答しやすい形態があるので、工夫する必要があると考えます。

横山委員長　私が他の市町で関係している時に、スマートフォンからの回答が増えてきているとの情報がありました。
兵庫県のシステムを利用することもできるそうなので、検討いただければと思います。
また、アンケートについてですが、前回調査との比較結果が掲載されていますが、前回調査と年齢構成がどう変わっているのかによって回答結果へ及ぼす影響は変化しますので、回答者の年齢構成などがないと前回調査との比較がしづらいと思います。
そういった世代間の構成などが見えるような報告書であれば、次の視点が出てくると思います。

横山委員長　他に何かございますでしょうか。

小川委員　住民意識調査内の、自由記述欄が熱心に記載されている方が多いんだなという印象です。
その中で、広報について触れられていた方が何名かいらしたりだとか、姫

路市やたつの市と比較した太子町の印象を記載されている方もいらっしゃいました。
先ほどから出ていますとおり、講演会などについて近隣市町と比較して、もっと力を入れてほしいと声があると分かりました。
資料⑧の基盤づくりのところで、「男女共同参画推進のための拠点づくり」ということが出ていますが、これはセンターを作るといったことでしょうか。

事務局　拠点の在り方については、自治体ごとにその規模や予算の状況などに応じて考えていく必要があると思います。
太子町では、この新庁舎を建築するにあたって、行政棟の 2 階に図書コーナーを設けておりまして、その一角に男女共同参画コーナーとして関連図書を置かせていただいているという現状です。
ただ、その規模や周知については、まだまだ至っていないという認識でありますので、今後も検討課題であります。
大きな市町では、相談員が常駐しており、いつでも男女共同参画に関する相談ができるといった体制を整備されております
その体制が太子町の状況に合うのかといったことも含めて、第 4 次プランでは、太子町に実態に応じた拠点の在り方を改めて考えていきたいと思います。

小川委員　行政としては、色々と取組を行っているが、住民の方からは見えないということかと思って見させていただきました。
自由記述欄に意見を記載されている方は、とても関心を持って見守ってらっしゃると感じました。

瀧北委員　第 3 次プラン策定の際にも委員として参加させていただいておりました。
前回のプラン策定の時に、拠点となる姫路市の「あいめっせ」のような場所を作って、専門の相談員を週 1 日でもいいので設置したり、情報コーナーを作ってほしいと言っておりました。
そういった情報コーナーができたことは、少しずつでも前に進んでいると思いますが、月に 1 日でもいいので専門員を設置していただけるとより良いと思います。

横山委員長　何か事務局よりございますか。

事務局　男女共同参画コーナーについて、推進委員の方にすら認識いただいていなかったことは、周知不足を痛感しているところです。
今後、周知方法や相談員の常駐だったり、新たな施策も含めて第 4 次プランの策定の中で考えていきまして、実現できるように進めてまいりたいと思います。

大塚副委員長　先ほど、「あいめっせ」のお話が出ましたが、「あいめっせ」という拠点があっても、「あいめっせ」が男女共同参画と結びつかない、認知度が低いという事実もあります。この建物がどういうモノなのかというところまで、認識していただくことは、かなり難しいと思います。

小川委員　姫路市は広いですから、どうやって“見える化”していくかということはいつでも課題です。
そういう意味では、太子町の人口を考えた場合、住民の方への周知について姫路市よりは、可能性が高いのではないかと思います。

濱上委員　先日、「あいめっせ」で行われた会議でありましたが、「あいめっせ」の知名度は 11.8%程だったと記憶しています。
まだまだ数値が低いということで、男女共同参画週間に垂れ幕を掲示したり、テッィシュを配布したりだとか、各イベントに参加して啓発を行っていくそうです。
太子町でも、男女共同参画週間の時にのぼりを設置するだとかやれることはたくさんあると思います。
先ほど言われた太子町の男女共同参画コーナーについても、まだまだ規模も周知も不足していますので、今後啓発の方法を考えていただきたいと思います。

事務局　拠点に対するご指摘については、濱上委員のおっしゃるとおりあらゆる点において足りていないのが現状です。
今、ご提示いただいたとおり、太子町の拠点については、あらゆる可能性が残されていると思います。今回の分析のなかでも、継続的に続けていくことが重要であるということが分かりましたので、小さなことから少しずつ毎年新しい施策を追加していけるような形で体制も考えていきたいと思います。

濱上委員　もう 1 件、DV については年間どのくらいの相談があるのでしょうか。

事務局　当町では、無料法律相談という事業を実施しておりますが、その中で様々な相談をお受けするのですが、DV についての相談実績は現時点では確認できておりません。
DV 被害者を守る支援措置制度については存在しておりますので、相談という形では顕在化しておりませんが、事実として DV 被害は存在するものだという認識であります。
それが、何件かという明確な数値は現在ありません。

横山委員長　他に何かございますでしょうか。

大塚副委員長　DV の相談については、かなりデリケートでして、情報漏洩の心配があって身近な場所では相談しにくいという現実があります。

DV 相談については、広域で扱う方がいいのではないかという考えもあります。
広域で連携しながら、専門の窓口を設置していくという在り方が現実的ではないかと思います。

小川委員　アンケートの数値にも出ていますが、どこにも相談しなかったという回答が多いということで、やはり窓口ができたら相談もあって見えてくると思います。
私が住んでいる大阪では近隣の県より、相談件数が多くなっています。
それは、相談窓口が多く相談しやすくなっています。
なので、ようやく数値的に見えてくるということがありまして、DV の問題は数値で測るのではなく、あるものだということで対策を考えていくことが必要であると思います。
また、人権擁護委員や民生委員への相談件数はゼロとなっており、ここからも身近なところへは相談がしにくいということが分かります。

横山委員長　他に何かございますでしょうか。
ご意見等が無いようですので、以上をもちまして、本日の審議事項は全て終了いたしました。
その他として、何かご意見・ご質問がありましたらどなたからでも結構ですから、承りたいと存じます。

10.　閉会

横山委員長　それでは、これをもちまして、第 1 回太子町男女共同参画プラン策定委員会を閉会いたします。
皆様には、終始熱心なご審議をいただきましてありがとうございました。
私の役は、一通り終えまして、事務局のほうにお返ししたいと思います。
よろしいでしょうか。

森田課長　横山委員長どうもありがとうございました。
皆様よりいただきましたご意見は、プロジェクトチーム会議で施策等に反映する形で検討をさせていただきます。
委員の皆様には、長時間に亘りご審議を賜りましてありがとうございました。
なお、皆様方の委員報酬につきましては、後日、指定いただきました預金口座に振込みいたしますので、ご確認をよろしくお願いします。
また、第 2 回太子町男女共同参画プラン策定委員会については、11 月頃を予定しておりますが、日程が決まりしだいご案内させていただきますので、ご出席いただきますようお願いいたします。
それまでに委員の皆様へは、第 4 次太子町男女共同参画プラン（案）等の資料提供等をさせていただく予定としております。
本日は、ありがとうございました。

太子町男女共同参画プラン策定委員会規則第３条に基づきここに署名する。

平成 30 年 9 月 10 日

署名委員

地丸 弓　印

丸山 尊大　印